第百六十五条の二十四第一項	会社法第七百四十八条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条
	会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社	一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者
	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第二項各号列記以外の部分	会社法合併会社を官報及び	合併認可特定保険業者について、官報に公告するほか、
	により公告しなければ	（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第二号又は第三号（公告方法）に掲げる方法をその公告方法として定めている場合に限る。）により公告し、又は知れている債権者に各別に催告しなければ
第百六十五条の二十四第二項第二号	会社又は合併により設立する会社	法人
第百六十五条の二十四第二項第三号	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第二項第四号	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第二項第五号	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第四項	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十五条の二十四第六項	内閣府令	主務省令
第百六十五条の二十四第九項	会社法第七百八十九条、第七百九十九条及び第八百十条	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条及び第二百五十二条
	会社法合併会社	合併認可特定保険業者
第百六十六条第一項	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
	内閣府令	主務省令
	第百六十五条の二十四（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七第二項（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は前条第二項	前条第二項

第百六十六条第二項	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
	第百六十五条の七（第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百六十五条の十七（第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は前条	前条
	内閣府令	主務省令
第百六十六条第三項各号列記以外の部分	保険会社等又は合併により設立する保険会社等の株主	認可特定保険業者の社員、評議員
	保険会社等又は合併により設立する保険会社等の定めた	認可特定保険業者の定めた
第百六十六条第三項第三号	内閣府令	主務省令
第百六十六条第三項第四号	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百六十七条第一項	保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する	認可特定保険業者が合併後存続する
	内閣総理大臣	行政庁
第百六十七条第二項各号列記以外の部分	内閣総理大臣	行政庁
	どうか	どうか及び合併後存続する認可特定保険業者の行う特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該合併前に当該認可特定保険業者の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか
第百六十七条第二項第三号	保険会社等又は当該合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百七十条第一項各号列記以外の部分	第百五十九条第一項及び第百六十五条の二十三	第百六十五条の二十三
	商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第四十六条（添付書面の通則）、これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。）並びに同法第八十条（吸収合併の登記）において準用する場合を含む。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十七条（添付書面の通則）、第三百二十二条（吸収合併による変更の登記の申請）並びに第三百三十条（商業登記法の準用）において準用する商業登記法第十八条及び第十九条（申請書の添付書面）